

# 7 委託事業

自治会連合会と市が委託契約を結ぶ事業です。

委託事業名	<b>敬老祝い事業運営委託</b>
事業の概要	<p>老人福祉法第5条に基づき、広く高齢者福祉への関心と理解を深めるとともに、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を中心に、市内に住所を有し、当該年度内に77歳以上になる方を対象に敬老祝い事業を実施します。</p>
委託料	77歳以上になる方の人数×1,800円
実施手順	<p>袋井市と袋井市自治会連合会は、敬老祝い事業運営委託契約を締結します。</p> <p>敬老祝い事業の運営につきましては、5月の自治会連合会長会議で案内する運営マニュアルをご覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託契約の締結〔5月〕 <span style="float: right;">市＝自治会連合会</span></li> <li>2 実施内容、委託料振込先確認等の報告を依頼〔5月〕 <span style="float: right;">市→自治会連合会長</span></li> <li>3 該当予定者名簿の作成（5月1日現在）、配布〔5月〕 <span style="float: right;">市→自治会連合会長</span></li> <li>4 開催日程等の確認、該当者名簿、敬老祝金等の配付希望日の報告を依頼〔7月〕 <span style="float: right;">市→自治会連合会長</span></li> <li>5 該当者名簿の作成（8月1日現在）、配布〔8月〕 <span style="float: right;">市→自治会連合会長</span></li> <li>6 敬老祝金の配付〔8月下旬〕 <span style="float: right;">市→自治会連合会長</span></li> <li>7 委託料の口座振り込み〔8月末〕 <span style="float: right;">市→自治会連合会等</span></li> <li>8 事業実施〔9月〕 <span style="float: right;">各自治会・自治会連合会</span></li> <li>9 事業報告書の提出、該当者名簿の返却〔9月下旬〕 <span style="float: right;">自治会連合会長→市</span></li> </ol>
担当部署	<p>袋井市役所 市民生活部 しあわせ推進課 家庭福祉係          電話 44-3184 FAX 43-6285          E-mail shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>